

## 救急外来を受診される患者さんへ

当院は、広島県の福山・府中二次保健医療圏において、二次救急、小児救急・周産期救急医療に取り組んできましたが、救急医療に従事する医師不足が全国的に深刻化する一方で、夜間・休日救急外来では緊急性の低い患者さんの受診が増加し、医師を始め医療スタッフの過重労働となり、当院の責務である重症の救急患者さんや入院中の重症患者さんの診療に支障をきたす状況になっています。

このため、一刻を争う重症患者さんや入院患者さんの診療に専念するため、夜間・休日に救急外来を受診する軽症患者さんから時間外選定療養費を徴収することになりましたので、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ○ 負担金額 5,500 円(税込)

※令和元年10月1日午前0時から消費税増税に伴い  
料金の改定を行いました。

### ○ 徴収条件

- ・平日は17時15分～翌日8時30分の外来受診
- ・土・日・祝日・年末年始の休日は全時間帯の外来受診

◇ただし、次の場合は徴収しません

- ①入院(が必要)となった方
- ②救急外来を受診するため、紹介状を持参した方
- ③当院医師より症状が悪化した場合、受診するよう指示を受けている方
- ④予定した注射、処置を行う方
- ⑤交通事故、労働災害の方(初回のみ)
- ⑥他院へ紹介した方
- ⑦死亡

※救急車で来院された場合であっても、「上記に該当しない」と判断された場合、料金を徴収させていただきます。

